第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

第一項の表三九の項及び四〇の項を次のように改める。

39	削除
40	削除

第一項の表四三の項及び四四の項を次のように改める。

43	削除
44	削除

第一項の表四八の項を次のように改める。

48	削除

第一項の表六五の項を次のように改める。

65	削除

四十　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

第一項の表三二の項及び三三の項を次のように改める。

32	削除
33	削除

第一項の表三七の項及び三八の項を次のように改める。

37	削除
38	削除

第一項の表四〇の項及び四一の項を次のように改める。

40	削除
41	削除

四十一　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

第一項の表三四の項から三八の項までを次のように改める。

34	削除
35	削除
36	削除
37	削除
38	削除

第一項の表四〇の項から四三の項までを削る。

四十二　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除

第一項の表二五の項を次のように改める。

25	削除

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

第一項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

第一項の表四六の項及び四七の項を削る。

第四項の表八の項中「北緯34度46分14秒東経138度00分47秒」を「北緯34度46分15秒東経138度00分48秒」に改める。

四十三　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

24	削除